米子市水道局掲示第３号

公募型指名競争入札の実施について

米子市水道局が発注する工事請負契約において公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成２５年３月８日

米子市水道事業管理者
水道局長　植　田　　収

１　発注工事の概要

工 事 名	配水池設置事業法勝寺川水管橋建設工事
工事場所	米子市観音寺
工　　期	契約締結日から平成２６年７月３１日まで
工事内容	本工事は、戸上水源地から中央、南部配水池間に布設する送配水管において、法勝寺川を横断するため施工する。 （１）　水管橋上部工　工場製作　ステンレス鋼製φ800、φ400×2 逆三角ワーレントラス補鋼形式　１式 （２）　水管橋上部工　現場架設　L=85.5m　２径間 （３）　水管橋下部工　　コンクリート製　直接基礎 橋台（逆Ｔ式）×２基、 橋脚（張出し式）×１基 （４）　送水管布設工事　NSDIPφ800　L=20.0m （５）　送水管布設工事　NSDIPφ400　L=20.0m （６）　配水管布設工事　NSDIPφ400　L=20.0m （７）　水道土木工事　　１式 （８）　護岸工事　　１式
予定価格	４５９，８８２，１５０　円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
最低制限価格	入札説明書記載のとおり

２　入札参加資格者

入札参加資格者は、米子市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める平成２４年度米子市水道局建設工事指名競争入札参加資格を有する者２社によって自主結成された共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす者とする。

		代表者は、次に掲げる条件のすべてを満たした者であること。 （１）平成１４年度以降に、国若しくは地方公共団体から発注された、主管径４００Ａ以上の水道管で構成されたワーレントラス補鋼形式の単独水管橋を自社において製作及び現場架設した実績があること。

共同企業体としての条件	代表者	（２）前号に定める工事と同種の工事（管径は３００Ａ以上）に、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績がある技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の１８第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者をいう。）で、かつ、代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込日以前の３か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者を本件工事に専任で配置することができること。 　なお、工場製作と現場施工において異なる監理技術者等を配置することができるが、工場製作に係る監理技術者等にあっては、現場据付の経験は要しないが、現場施工にかかる監理技術者等にあっては同種工事の経験を有すること。 （３）設計書に記載する、ステンレス鋼製水管橋の工場製作及び現場架設における必要溶接数すべての溶接作業において、申請者と直接的かつ恒常的雇用関係のあるステンレス溶接士が配置できること。
		（４）平成２２年１０月１日以降の日を審査基準日とする建設業法第２７条の２９第１項の規定による経営事項審査に係る鋼構造物（一般）及び水道施設工事の総合評定値が付与されている特定建設業者であること。 （５）最も大きな出資比率を保有していること。
	代表者以外の構成員	代表者以外の構成員は、次に掲げる条件の全てを満たした者であること。 （１）米子市、境港市又は西伯郡日吉津村（以下「給水区域」という。）内に本店があること。 （２）管理者が定める平成２４年度米子市水道局建設工事指名競争入札参加資格者のうち米子市若しくは境港市で土木一式工事（一般）Ａ級に係るものを有すること。 （３）鉄筋コンクリート構造の下部工（橋台又は橋脚）の施工実績があるもの。 （４）上記下部工事に監理技術者又は主任技術者として従事した実績がある、１級土木施工管理技術者の資格を有する監理技術者で、かつ、代表者以外の構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本件工事に専任で配置することができること。
構成員としての条件	出資比率	出資比率を３０パーセント以上保有していること。
	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
	設計業務受託者との関係	本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある工事業者でないこと。 ※　設計業務受託者 　米子市目久美町３２－１４　株式会社ウエスコ米子支店

	指名停止	入札参加申込時点において、米子市水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２３年７月１日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
	経営状況	破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
	そ の 他	（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

３　入札説明書の交付

この公告に記載のない入札及び契約に関する事項については、入札説明書によるものとし、その交付の場所及び期間は、次のとおりとする。

交付場所	（１）　鳥取県米子市車尾南二丁目８番１号　米子市水道局総務課会計係 （２）　米子市水道局ホームページ
交付期間	この公告の日から平成２５年３月２１日（木）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

４　入札参加申込みの期限等

申込期限	平成２５年３月２１日（木）　午後５時
申込場所	鳥取県米子市車尾南二丁目８番１号　米子市水道局総務課会計係 電話　０８５９－３２－９９１３
提出書類	入札説明書に記載のもの

５　入札日等

入 札 日	平成２５年３月２８日（木）　午後１時３０分
入札場所	鳥取県米子市車尾南二丁目８番１号　米子市水道局入札室（４階）
入札書の提出	郵便入札とし、その方法は、入札説明書に記載のとおりとする。
入札保証金	免除

６　その他

（１）　関連情報を入手するための照会窓口は、米子市水道局総務課（電話０８５９－３２－９９１３・

ファクシミリ０８５９－２３－３５３０）とする。

（２）　入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されるとは限らない。

（３）　提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

（４）　本件入札において落札決定をされた者であっても、本契約日までの間に入札者又はその構成員が指名停止措置を受けた場合は、本契約を締結しないものとする。

（５）　本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市水道局建設工事執行規則又は米子市水道局が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

（６）　参加申込時に届のあった配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は、入札書提出まで変更可能とし、その後の変更は原則として認めないものとする。

（７）　現場代理人の兼任については、米子市水道局現場代理人の常駐の特例に関する要綱第２条によるものとする。